

三権を全て経験して

ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
元内閣法制局長官・元最高裁判所判事

弁護士 山本 庸幸

令和6年7月25日

1. 公務員生活46年間のうち

- (1) 最初の20年間は、【行政】通産省で省エネ、輸出管理、特許、繊維等行政
- (2) つぎの20年間は、【立法（立案のみ）】内閣法制局で政府提案の法律案審査
- (3) 最後の06年間は、【司法】最高裁判所で裁判官として判決等及び司法行政

2. 人生のヒント

(1) 高い目標

(2) ひらめき

(3) 知識教養

(4) 誠実親切

(5) 首尾一貫

(6) 健康管理

2. 人生のヒント

(1) 「高い目標」は、あった方が良い。自分の原点であり、挫折しかけても、またこの原点に回帰して努力を続けられる。

① 小学校低学年の時の虐め体験 → 東京に出て活躍したいとの思い

② 病気体験 → ひたすら忍耐、読書の習慣

③ 「官僚たちの夏」 (城山三郎著)、「坂の上の雲」 (司馬遼太郎著)

2. 人生のヒント

(2) 「ひらめき」は、問題解決するためには欠かせない。これが出来るかどうかで、その人の価値が決まる。

- ① 既存の法理論と矛盾しない範囲内で、いろいろな法律上の考え方を組み合わせて問題解決を図る。→ 後述の秘密特許、駐車監視員など
- ② もちろん、問題解決には、その人によって、直登攀型、落とし穴回避型、人格円満型などいろいろなあるが、法律上のブレークスルーは、理論構築型しかない。

2. 人生のヒント

(3) 「知識教養」は、法律を扱う社会人として必須である。楽しんで身につければよい。

- ① 小学校低学年の時にあらゆる分野の図鑑を何度も読んだ。小学校から中学校にかけて、世界文学全集を数回読破した。
- ② 子供が中学生になった時、世界の名画百選を選んで一緒に何度も鑑賞した。
- ③ 高校時代の受験勉強は、後々役に立った。
- ④ 大学時代は、法律書のみならず、教養書、経済学の本を勉強した。
【最近復刻版が出た「世間と人間」三淵忠彦（初代最高裁判所長官）】

2. 人生のヒント

- ⑤ 社会に出てからは、最低限、日経新聞と朝日新聞、月間文藝春秋があれば、用は足りる。
- ⑥ インターネット社会になってからは、パソコン中の「Evernote」に何でもかんでも放り込むようにした。情報量に制約はない。新聞のデジタル版からそのまま貼り付けることが出来るし、検索もあっという間だ。
- ⑦ 新聞などのメディアの情報は、正しいものを見分ける必要があるし、Wikipediaなどインターネットの検索も、そのまま信じてはいけない。

2. 人生のヒント

(4) 「誠実親切」は、社会人の基本。相手の話を良く聞き、適当なタイミングで処理する。案件が多くなると、優先順位を付けて対応する。会議や約束があれば、10分前までに行く。

(5) 「首尾一貫」というのは、相手やその場やその時期によって、考えをコロコロ変えたりしないこと。沈黙考し、よくよく考えた結果で結論を出したら、天地をひっくり返すような状況の変化でもない限り、その方針を変えない。相手におもねない、へつらわない、迎合しない。

(6) 「健康管理」は、若い頃は多少無茶をしても身体は健康体を保てるが、中年を過ぎてからは、禁煙、禁酒、体重管理その他健康管理に努めないと、後年、後悔することになる。

3. [写真] 日本の春夏秋冬（鎌倉大仏と桜）



3. [写真] 日本の春夏秋冬（サンシャイン水族館）



3. [写真] 日本の春夏秋冬（秋の紅葉）



3. [写真] 日本の春夏秋冬 (富士山)



4. 【行政】通産省での経験

(1) 対イラン禁輸措置

① 1979年11月4日、在イラン米国大使館員人質事件が起こった。これを契機として、当時のカーター大統領は、各国に対しイランへの包括禁輸措置を求めた。

② 外国為替外国貿易管理法の目的は、「外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展」を図るとする。これに反するのではないか。

4. 【行政】通産省での経験

(1) 対イラン禁輸措置

③ ブーメラン論と比較衡量論の合わせ技でいくことにした。つまり「この要請をしてきているアメリカは日本の最大かつ重要な貿易相手国であるから、その要請を断るとなれば、将来アメリカ側からどんなしっぺ返しを受けるかもしれないことは、一連の貿易摩擦問題の経緯を振り返れば明らかである。それに対してイランへの輸出は額も少ない上、今回の全面禁輸は全ての主要国が行うものだから我が国だけが突出するわけではなく、この事件が収まれば元の貿易関係に戻るものと考えられる」という説明にした。

4. 【行政】通産省での経験

(2) 秘密特許

- ① 日米安保条約の一環として、軍事秘密特許に関する協定があった。
- ② 協定第3条では、「一方の政府が合意される手続に従って防衛目的のため他方の政府に提供した技術上の知識が、提供国で秘密に保持されている特許出願の対象たる発明をあらわすものであるときは、その特許出願に相当する他方の国でされた特許出願は、類似の取扱を受けるものとする。」
- ③ 色々な解釈が考えられるが、場合によっては特許庁職員全員にセキュリティ・クリアランス（適格性評価）が必要とも読めるが、1988年当時そんなことは不可能。

4. 【行政】通産省での経験

(2) 秘密特許

④ 結局、出願があればそのまま凍結し、米国での秘密指定解除を待つて審査請求があることを前提に通常の審査手続きに投入することにして、解決した。

5. [写真] 世界の風景（1）（シルゾーン山頂を歩く）



5. [写真] 世界の風景（1）（グリユイエールの古城）



5. [写真] 世界の風景（1）（象が絵を描く）



5. [写真] 世界の風景（1）（首長族の女性）



6. 【立法（立案のみ）】 内閣法制局で政府提案の法律案審査の経験

（1）工業所有権特例法案

- ① 当時の特許庁は出願の件数が年間で74万件余りに達し、もはや人手による処理は限界に達していた。そこで出願等の特許庁の事務を、全面的に電子化しようという野心的な計画が立てられた。

- ② ところが当時の特許法等は、書面による処理を前提として全ての規定が作られていたので、この計画を実現するには、法律面での手当てが必要だった。つまり、「書面により出願及び処分を行う」という規定を「書面又は電子形態により・・・」とするにしても膨大な数になるし、発信や到達の規定なども整理する必要がある。

6. 【立法（立案のみ）】 内閣法制局で政府提案の法律案審査の経験

（1）工業所有権特例法案

③ そこで、本体と端末のネットワークを包括して「電子情報処理組織」と呼び、これを通じて行われる申告等又は処分の通知は「書面の提出又は送達により行われたものとみなして、法令の規定を適用する」という法律構成にした。

6. 【立法（立案のみ）】内閣法制局で政府提案の法律案審査の経験

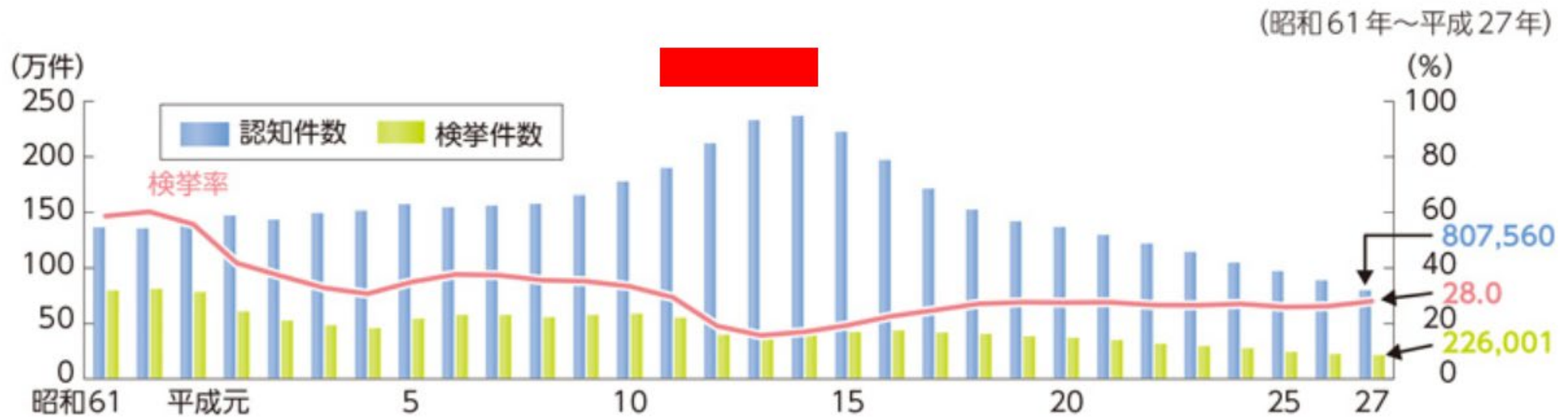
（2）特殊開錠用具規制法案

- ① 犯罪白書によると、窃盗の認知件数が毎年うなぎ登りに増加し、平成10年の179万件から14年には238万件にもなった。これに伴い、検挙率は平成10年の33.4%から14年には17.0%へと激減してしまった。
- ② 来日外国人犯罪者によるピッキングやサムターン回しなどの特殊な開錠テクニックを使った窃盗が急増した。
- ③ 強盗罪には予備罪があるが、窃盗罪には予備罪がない。そこで、特殊開錠用具を持っているだけで、罪に問えることにした。

6. 【立法（立案のみ）】内閣法制局で政府提案の法律案審査の経験

（2）特殊開錠用具規制法案

窃盗 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



注 警察庁の統計による。

6. 【立法（立案のみ）】内閣法制局で政府提案の法律案審査の経験

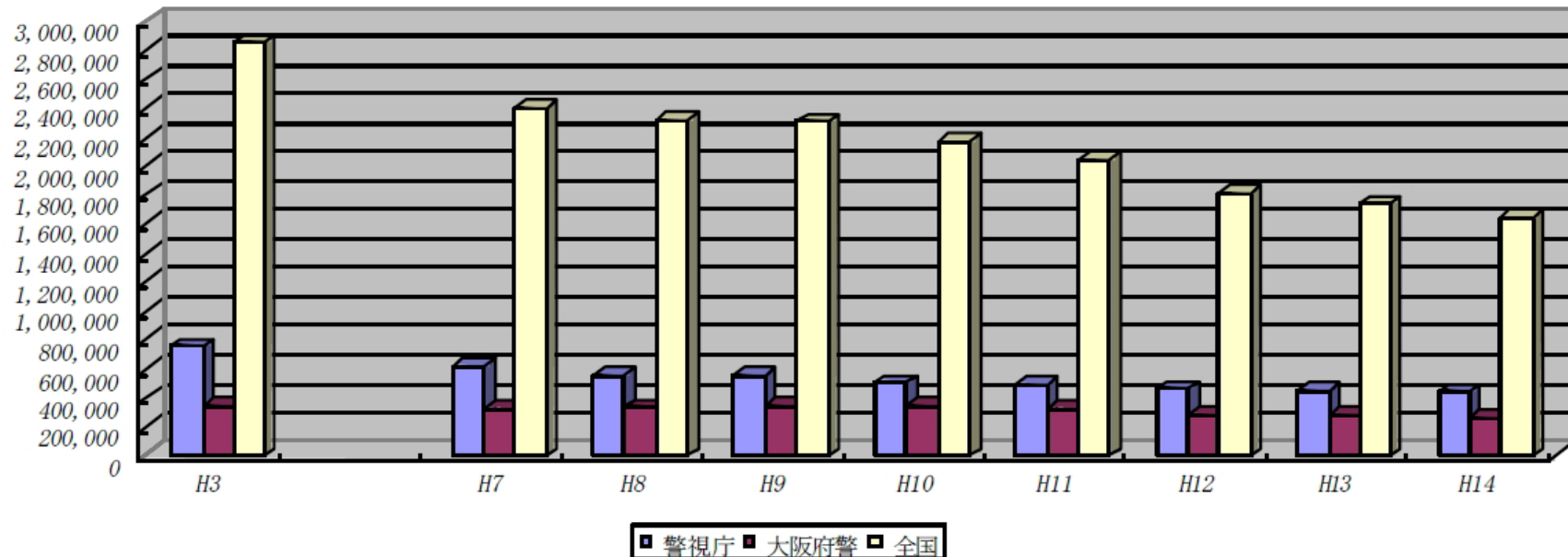
（3）駐車監視員（道路交通法改正案）

- ① ピッキングやサムターン回しなどの窃盗が激増して、交通警官もその対応に担ぎ出されてしまったことから、駐車違反を取り締まる警官がいなくなり、野放し状態になる。
- ② 各都道府県とも、行財政改革のために警官の数は増やせない。
- ③ 駐車違反の処分は、公権力の行使だから、警官のような公務員しかできない。さて、どうするか。

6. 【立法（立案のみ）】内閣法制局で政府提案の法律案審査の経験

（3）駐車監視員（道路交通法改正案）

放置違法駐車取締り件数の推移



6. 【立法（立案のみ）】内閣法制局で政府提案の法律案審査の経験

（3）駐車監視員（道路交通法改正案）

④ 結局、駐車違反監視員を設け、現場で写真を撮ってそれを警察本部にいる警官に送り、その警官は交通反則金通告処分を決定し、その監視員に命じてその違反車両に通告書を貼付させる仕組みにした。このうち、通告処分が公権力の行使で、あとの監視員の行為は単なる補助との位置付けである。

6. 【立法（立案のみ）】内閣法制局で政府提案の法律案審査の経験

（4）閣議への出席



7. [写真] 世界の風景 (2) (ホルス神殿前にて)



7. [写真] 世界の風景 (2) (ネフェルタリの墓)



7. [写真] 世界の風景 (2) (デカポ湖 (NZ南島))



7. [写真] 世界の風景 (2) (マチュピチュ遺跡)



8. 【司法】最高裁判所判事の経験

- (1) 審議と判決
- (2) 法廷意見、補足意見、意見、反対意見
- (3) 一票の格差（大法廷）
- (4) 銀行置き忘れ窃盗事件（小法廷）

8. 【司法】最高裁判所判事の経験

(1) 審議と判決

- ① 裁判官棟に評議室があり、審議は、そこで行う。当日は定刻になると、私の属する第二小法廷では長官を除く4人の裁判官（他の第三小法廷では5人の裁判官）が丸いテーブルの席に着き、最初に主任裁判官が、自ら書いたメモを元に説明をする。それから、一人一人の裁判官が順にその見解を述べ合う。その前に、自分の見解をメモにして、あらかじめ他の裁判官に読んでいただくことも多い。
- ② 審議の結果を踏まえ、弁論が必要な場合は、期日の日取りを確定して、その日に弁論を行う。判決宣告期日は、弁論で開廷した際に裁判長から言い渡されることもあるし、追って指定されることもある。

8. 【司法】最高裁判所判事の経験

(1) 審議と判決

③ 裁判当日の裁判長は、その事件の主任裁判官が務めることになっている。定刻になると、扉が開いて裁判長を先頭に一列で入廷し、左右に分かれて自席の前まで行き、そこで揃って一礼して席に着く。

④ 判決期日には、同様に開廷し、事件の呼び上げの後、「ただいま呼び上げました事件について、判決を言い渡します」と述べてから主文を言い渡す。

8. 【司法】最高裁判所判事の経験

(2) 法廷意見、補足意見、意見、反対意見

判決文に付される法廷意見に対して反対意見のある裁判官は、それを書いたものを提出する。補足意見や意見のある裁判官も同様である。ちなみに「反対意見」とは文字通り主文に反対する場合に付される意見で、「補足意見」とは主文と理由に賛成であるがなお補足して述べる意見で、「意見」とは主文に賛成であるが法廷意見とは理由を異にする場合に付される意見である。

8. 【司法】最高裁判所判事の経験

(3) 一票の格差（大法廷）

① 平成25年7月21日に参議院議員通常選挙の選挙区間の最大較差は、4.77倍であり、これは投票価値の平等に反するなどとして、選挙無効訴訟が提起された。多数意見は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったと認定したものの、本件選挙までの約9か月の間に、検討の方針や工程を示しつつその見直しの検討が行われてきているのであるから、国会の裁量権の限界を超えるものということとはできないとして、原告の上告を棄却した。

8. 【司法】最高裁判所判事の経験

(3) 一票の格差（大法廷）

② 私は、次の反対意見を書いた。「憲法は、代表民主制に支えられた国民主権の原理を宣明していることから、一票の価値の平等は唯一かつ絶対的な基準と考えるべきである。もっとも、人口の急激な移動や技術的理由などの区割りの都合によっては、ある程度の一票の価値の較差が生ずるのはやむを得ないと考えるが、それでもその場合に許容されるのは、せいぜい2割程度の較差にとどまるべきであり、これ以上の一票の価値の較差が生ずるような選挙制度は法の下での平等の規定に反し、違憲かつ無効であると考えます。

8. 【司法】最高裁判所判事の経験

(3) 一票の格差（大法廷）

③ この場合、無効とすることによる混乱などを回避するため、いわゆる事情判決の法理を用いて請求は棄却するが当該選挙が違法である旨を主文で宣言するという考えがあり得る。しかし、法律上の明文の根拠もなく、そのようなことが許されるものではない。裁判所としては、違憲であることを明確に判断した以上はこれを無効とすべきである。

8. 【司法】最高裁判所判事の経験

(3) 一票の格差（大法廷）

④ もっとも、無用な混乱を避けるため、選挙無効の判決の効力は将来に向かってのみ発生するものとし、かつ、一票の価値が0.8を下回る選挙区から選出された議員は、全てその身分を失うものと解すべきである。それ以外の選挙区から選出された議員については、選挙は無効になるものの、議員の身分は継続し、引き続きその任期終了までは参議院議員であり続けることができる。このように解することにより、参議院はその機能を停止せずに活動することができる。

8. 【司法】最高裁判所判事の経験

(4) 銀行置き忘れ窃盗事件（小法廷）

① 被告人は、地方銀行の支店内の記帳台上に客の女性が置き忘れた封筒の中の現金を窃取したとして、窃盗罪に問われ、1審・2審ともに有罪となった。

② 本件封筒の中に振込用紙2枚とともに現金6万6600円を入れたとする被害者の母親の証言と、当日の朝、出掛ける前に本件封筒の中に現金が入っていることを確認し、これを記帳台上に置き忘れたとする被害者の証言の各信用性を肯定した。次いで本件支店に設置された防犯カメラの映像によれば、本件封筒を置き忘れてからこの記帳台を利用して現金を抜き取ることが可能であったのは被告人しかいないとして犯罪事実が認定された。

8. 【司法】最高裁判所判事の経験

(4) 銀行置き忘れ窃盗事件（小法廷）

③ ところが、本件封筒を置き忘れた時点で現金が在中していたとの前提を確実なものとして考えるには慎重な検討を要する。また、防犯カメラを繰り返し替えし見ても、被告人が現金（紙幣12枚と硬貨2枚）を抜き取り空になった封筒のみを記帳台上に返すという動作は、記録されていなかった。

④ そこで、被告人が本件公訴事実記載の窃盗に及んだと断定するには、なお合理的な疑いが残るとして原判決を破棄自判し、無罪とした。

9. 回想録の出版

「元内閣法制局長官・最高裁判所判事 回想録」 (弘文堂、令和6年2月)

山本庸幸

元内閣法制局長官・
元最高裁判所判事
回想録



通産省での激務、知恵の限りを尽くした内閣法制局、守り通そうとした憲法解釈、公平で理論的な判断を心掛けた最高裁判所。国家の緑の下での力持ちの役割を果たした。著者の仕事ぶりを克明に描き、法体系の整備に努める官僚と政治との緊張関係も浮き彫りになる。その傍ら、楽しんで私生活や子育てとともに「七転び八起きの人生」をいま、振り返る。

弘文堂 定価本体三四〇〇円＋税

10. ホームページ 悠々人生

<https://uu-life.com/index.html>



経歴

山本 庸幸 顧問

- 2019年弁護士登録
- 連絡先
E-mail: tsuneyuki.yamamoto@amt-law.com
Tel: 03-6775-1588
Fax: 03-6775-2588

経歴

- 京都大学法学部 (1973年)
- 通商産業省入省 (1973年)
- 特許庁審議室長 (1985 – 1988年)
- 東京大客員教授 (2006 – 2008年)
- 内閣法制局長官 (2011 – 2013年)
- 最高裁判所判事 (2013 – 2019年)

著作物・講演等

- 「要説 不正競争防止法」 (発明協会 2006年)
- 「実務 立法演習」 (商事法務 2007年)
- 「元内閣法制局長官・元最高裁判所判事回想録」 (弘文堂 2024年)